

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	20 件

千葉国民年金 事案 2642

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 46 年 1 月まで

私の父のねんきん特別便から 80 か月の国民年金保険料の納付記録漏れが分かった。年金事務所から 1 万 9,500 円の還付通知が届いたが、当時納付した保険料額の返戻金では納得できない。現在の価値に換算した金額を返してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 41 年 4 月 12 日に払い出されていることが確認でき、申立人はこの時期に、国民年金に加入したものと推認される。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は国民年金の強制加入被保険者として、昭和 36 年 4 月 1 日に資格を取得していることが記録されており、39 年 6 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料の納付及び 39 年 4 月から同年 5 月までの期間並びに 46 年 2 月から同年 3 月までの期間において厚生年金保険の加入期間との重複による還付期間が確認できる。

一方、手帳記号番号払出簿及び被保険者台帳には申立人が国民年金の誤適用者であったとする表示が記されており、誤適用を理由として申立期間の保険料の還付決議が平成 21 年 12 月に行われている。

しかしながら、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した後、手帳記号番号払出簿及び被保険者台帳に誤適用とする訂正処理を行っていること

から、もとより国民年金の資格取得時における事務処理に行政側の過誤があったものと考えられ、これらの処理に基づく資格取得月から納付した申立期間の保険料は長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、還付決議が行われたのは、申立人が申立期間の保険料を納付してから既に40年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、申立期間の被保険者期間を認めず、納付済期間としないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和48年の正月に実家へ帰省したとき、妹から老後のため国民年金に加入するように勧められ、市役所で加入手続を行い、国民年金保険料は市役所でまとめて納付したはずであり、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳において同年1月17日に任意加入により資格を取得していることが確認でき、被保険者台帳には資格取得日が「48.01.17-2」と記載されていることから、同年1月17日に加入手続を行ったことは明らかであり、申立内容と一致する。

また、オンライン記録上、申立期間は未加入期間とされているものの、上記事実を踏まえれば、申立期間は国民年金の加入期間とされることから、国民年金保険料の納付に特段の困難性はない上、申立人は、申立期間以降、第3号被保険者となるまで156か月の長期にわたり保険料を納付しており、任意加入した当初の申立期間を納付しないとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2644

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

私が、申立期間当時に勤めていた事業所は個人経営であり、厚生年金保険が適用されていなかったため、私は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和58年4月から5月ごろに払い出されていることが確認でき、この時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立期間は、加入時において国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間は9か月と短期間である上、申立人は申立期間以降、国民年金の加入期間については保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 47 年に A 市で国民年金に任意加入をして以降、国民年金保険料の納付を続けてきたはずであり、A 市で納付した最後の一年間である 53 年 4 月から 54 年 3 月までの 12 か月間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 47 年 10 月に国民年金に任意加入して以降、61 年 3 月まで申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから納付意識の高さが認められる。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みであることから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料の納付が困難なときは免除の手続を行い、それ以外の期間についてはすべて保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き、国民年金の加入期間において未納は無く、すべて納付済期間又は申請免除期間となっており、国民年金制度への理解と納付意識の高さが認められる。

また、オンライン記録により、申立人が昭和60年7月31日に同年6月からの国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認でき、少なくとも同年7月31日までは厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことが推認でき、申立期間が3か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 10 月に結婚し、自営業である夫の仕事は順調であり、国民年金保険料を夫婦まとめて納付できる状況だったので、夫婦で相談して、夫婦二人の未納分の保険料をまとめて納付したが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に、A社会保険事務所（当時）から送付された平成 21 年 5 月 11 日付け「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」では、「申立期間について調査した結果、国民年金法附則第 18 条特例納付にてご納付頂いた保険料を昭和 51 年 8 月 13 日に還付しております。」と回答しており、備考欄には「B市役所へ照会し、国民年金被保険者名簿との照合確認をしました。ご納付頂いた詳細な日付についての記録はありませんでしたが、国民年金法附則第 18 条の納付期限である昭和 50 年 12 月 31 日以降にご納付頂いたことが還付理由と思われれます。」としているが、申立人は特例納付を行ったのは同年 12 月ごろと主張しているところ、当該時期は特例納付が可能であり、行政側の記録からは、納付日が確認できないことから、特例納付期間を過ぎてからの納付とまでは確認できず、正当な還付であったかの裏付けを得ることができない。

また、申立人の昭和 43 年 6 月から同年 12 月までの厚生年金保険被保険者期間の記録が、平成 18 年 7 月 3 日に追加されたことから、当該期間の国民年金保険料 1,400 円が同年 10 月 27 日に還付されているが、当該期間の保険料は昭和 50 年 12 月 22 日に第 2 回特例納付として月額 900 円を納付しており、還付金は 6,300 円となることから、行政側の事務処理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び同年5月から52年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和47年5月から52年4月まで

私は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、事業を始めたので、夫婦一緒に国民年金に加入した。当時住んでいた所は市役所が遠く、国民年金保険料を集めるために市の職員が出張による集金を行っていて、妻が夫婦二人分を納付していた。年金記録では申立期間が未納及び未加入にされ、未加入期間については、昭和47年5月から48年3月までの保険料を還付されたことになっているが、私は還付の請求を行ったことは無く、還付金など受け取っておらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、国民年金手帳及び特殊台帳に、申立期間②のうち納付された昭和47年5月から48年3月までの国民年金保険料を、47年6月10日に全額還付の決議を行ったことが記載されているが、この時点において、申立期間①の期間が未納ならば、当該期間に充当処理されていなければならないが、充当されていないことから、当該期間は納付済期間であったことを否定できない。

また、申立期間の前後は納付済みで、申立期間も3か月と短期間であることを踏まえると納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間②については、昭和47年度の保険料が47年5月4日に前納されたことが国民年金手帳で確認できる。

また、一緒に納付していたと主張する申立人の妻は、申立期間②を含め昭和 47 年 4 月以降に未納は無い。

さらに、申立期間②は昭和 47 年 5 月 1 日に資格喪失とされているが、申立人は、申立人の妻と共に国民年金に加入した 42 年 8 月から事業を営んでおり、生活に変化は無く、資格喪失に該当する理由は無いことから、行政側の記録管理の不備が考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から48年3月まで

私は、昭和46年10月に結婚し、自営業の仕事は順調であり、国民年金保険料を夫婦まとめて納付できる状況だったので、夫婦で相談して、夫婦二人の未納分の保険料をまとめて納付したが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料を50年12月22日に第2回特例納付をしているところ、日本年金機構A事務センターからは、マイクロフィルム上は36年10月から40年3月まで附則第18条納付の記録があったが、厚生年金保険の加入記録の統合により、資格取得年月日の訂正がなされ、当該特例納付された保険料のうち、厚生年金保険被保険者である期間に納付された保険料は同年4月以降の未納期間を納付したものとして処理をした旨の回答があった。

また、B社会保険事務所（当時）は、「昭和40年4月から44年3月までの期間については、納付がなされたが、附則第18条納付の期限である50年12月31日を過ぎてから納付したと思われるため還付処理がなされている。」と回答しているが、申立人は特例納付を行ったのは同年12月ごろと主張しているところ、当該時期は特例納付が可能であり、行政側の記録からは、納付日が確認できないことから、特例納付期間を過ぎてからの納付とまでは確認できず、正当な還付であったかの裏付けを得ることができない。

さらに、上述から、昭和40年4月から44年3月までの保険料は納付し

たものと考えられることから、当該特例納付された48か月のうち、既に納付済みとなっている40年4月から43年1月までの34か月の保険料は44年4月から47年1月の保険料として納付したものと考えるのが相当である。

一方、申立人は、昭和36年10月から40年3月までの期間及び同年4月から44年3月までの期間の保険料を第2回特例納付で納付したことは確認できるが、当該特例納付以外に特例納付を行った形跡及び関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月から47年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成4年7月から5年7月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

また、申立期間②のうち、平成10年8月1日から同年10月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同年8月及び同年9月の標準報酬月額を、26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（申立期間①において22万円、申立期間②において24万円）に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月30日から5年8月1日まで
② 平成10年6月1日から同年10月1日まで

私は、A社（平成4年7月から7年2月まで勤務）及びB社（平成10年6月から11年9月まで勤務）に勤めていたが、申立期間においてねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料の控除額より、給与明細書に記載されている保険料の控除額の方が高くなっている。

給与明細書で控除されている保険料に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出したA社の給与明細書（平成4年9月分から5年7月分）により、申立人は、社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる上、給与明細書により、申立人は、毎月定額の保険料を給与から控除されていた

ことが確認できることから、当該期間においてその主張する標準報酬月額（24万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

- 2 申立期間②については、B社から提出された申立人に係る給与明細書（平成10年6月分から同年9月分）により、申立人は、申立期間のうち平成10年8月及び同年9月について、社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額に見合う保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人は、当該期間においてその主張する標準報酬月額（26万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成10年6月及び同年7月については、社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額（24万円）に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

- 3 申立人の主張する標準報酬月額に係る保険料を事業主が納付義務を履行したか否かについては、申立期間について、いずれの事業主も、社会保険事務所に届け出ている標準報酬月額に見合う保険料とは異なる保険料を控除してしまった可能性を認めていることから、その結果、社会保険事務所は、標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日、B社における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主（A社）が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月21日から39年1月10日まで

私は昭和33年3月にA社に入社し、35年11月1日に同社C営業所所長代理を命じられ、同営業所がB社に吸収された38年12月末まで同社に継続して勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていた。

申立期間は、同社C営業所の残務整理期間であり、私が昭和38年12月末に家賃を支払って同営業所は閉鎖した。B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社C営業所からB社と一緒に移籍したとする元同僚5名のうち、連絡の取れた2名は、「申立期間に係る昭和38年11月及び同年12月の給与はA社から支給され、厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している。

また、上記2名のうち1名は、「申立人ほか2名が残務整理を行うため昭和38年12月末まで残っていた。」と証言しているところ、申立人から提出された39年1月5日付けのB社の辞令により、主任待遇で社長付勤務を命じられていることを考え合わせると、申立人が主張するとおり、38年12月末まで、C営業所所長代理としてA社に勤務し、保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の被保険者名簿の昭和38年10月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、現存する同社の関連会社であるD社の事業主も、当時の資料が保管されていないことから不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 1 日から 29 年 7 月 28 日まで
平成 20 年 8 月に「ねんきん特別便」が届き、A社に勤務していたときの厚生年金保険の被保険者記録が抜けていることを知り、社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、脱退手当金を受給しているとのことであった。しかし私は、脱退手当金を受給した覚えは無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本来、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の脱退手当金は、A社における被保険者期間のみを対象として支給されており、それ以前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、最初の被保険者期間は2年を超える長期間であり、失念するとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳（旧台帳）の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金の請求は旧姓で行われたと考えられるが、申立人は、昭和 29 年 9 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人の生年月日は、大正 15 年 * 月 * 日であるが、厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳（旧台帳）においては、正しい生年月日を 14 年 * 月 * 日に誤って訂正し、誤った生年月日で支給決定されている一方、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の生年月日は訂正されておらず、社会保険庁（当時）の記録管理に不自然さが認められる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

千葉厚生年金 事案 2216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月5日、A社C事業所における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月12日から同年4月10日まで

申立期間当時、A社D本社から同社C事業所に転勤していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、昭和42年3月12日から同年4月10日までの1か月間の厚生年金保険被保険者期間に空白が生じているのは納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、雇用保険の記録及びB社から提出された退職者名簿により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年4月5日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る厚生年金保険関係の資料を保管しておらず、保険料を納付していたか不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年5月18日まで
昭和28年4月1日からA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録をみると、同年5月18日に被保険者資格を取得したになっている。同年4月が被保険者期間として記録されていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された入社辞令及び社員台帳、D健康保険組合の加入記録、申立人から提出された退職所得の源泉徴収票から判断すると、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「研修期間中は本店人事担当部門が給与を支払い、給与から厚生年金保険料を控除していた。申立人は、本店研修後の昭和28年5月に支店配属になっているが、着任店での届出を入社日の同年4月1日付けで提出すべきところ、誤って同年5月の着任日で届出を行ったものと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年5月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る資格取得届を誤って届け出たことを認めており、申立人の資格取得日については、事業主が昭和 28 年 5 月 18 日として届け出た結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA社に入社して以降、平成11年4月1日に退職するまで、継続して勤務した。昭和44年5月1日に同社本社から同社C部に転勤した際、給与から厚生年金保険料が控除されているのに、申立期間のみが厚生年金保険に未加入とされている。記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和44年4月から同年6月までの給与明細書、B社発行の従業員台帳及び在籍期間等証明書により、申立人はA社に継続して勤務し（同年6月1日に同社本社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年1月1日から同年10月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における平成5年9月1日から6年10月31日までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年4月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年10月31日から7年4月16日までの標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月1日から6年10月31日まで
② 平成6年10月31日から7年4月16日まで

私は、社会保険事務所からの文書により、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、20万円や8万円になっていることを知った。当時の報酬は、勤務期間を通して35万円であったと記憶しているので正しい報酬に訂正願いたい。また、平成6年10月31日から7年4月16日の間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録から、申立人が申立期間①及び②において、A社及び同一グループ内の事業所に継続して勤務していることが確認でき、申立期間①のうち、平成6年1月から同年9月までについては、A社は、7年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その9か月後の8年1月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年1月から同年9月までの期間について20万円から8

万円に^{そきゅう}遡及して訂正されている上、7年4月16日の資格喪失日の記録が、6年10月31日に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録を有する者の加入記録の中には、申立人と同様に^{さかのぼ}遡った標準報酬月額^{の減額訂正及び資格喪失日の訂正が行われている者が多数存在しており、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。}

さらに、申立人は、A社の商業登記簿により、役員ではなかったことが確認できることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成6年1月から同年9月までの標準報酬月額の訂正処理については、有効なものとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②については、申立人の雇用保険加入記録及び上記資格喪失日の遡及訂正記録から、平成6年10月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は7年4月16日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成6年10月31日資格喪失時の当初の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間①及び②について、実際の報酬は35万円であったので、その報酬に見合う標準報酬月額への訂正を申し立てているが、申立人からその主張する給与からの厚生年金保険料の控除額を示す資料は提出されず、A社の元代表取締役は、「当時の資料が無いため、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における給与からの控除額について確認できない。

このほか、申立人が主張するとおりの厚生年金保険料の控除が申立期間において行われていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年6月8日から5年10月1日までの期間及び同年12月1日から6年8月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、4年6月から5年9月までは28万円、同年12月から6年7月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における平成4年6月8日から6年8月31日までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、7年12月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年8月31日から7年12月1日までの標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月8日から6年8月31日まで
② 平成6年8月31日から7年12月1日まで

私は、社会保険事務所からの文書により、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、9万8,000円や8万円になっていることを知った。当時はB（職種）で、勤務期間を通して50万円であったので、正しい報酬に訂正願いたい。また、平成6年8月31日から7年12月1日までも継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録から、申立人が申立期間①及び②において、A社及び同一グループ内の事業所に継続して勤務していることが確認でき、申立期間①のうち、平成4年6月から5年9月までの期間及び同年12月から6年7月までの期間については、A社は、平成7年4月30日に厚生年金

保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その9か月後の8年1月5日付けで、^{さかのぼ}遡って6年10月及び7年10月の定時決定が取り消された上、申立人の当該事業所における資格喪失日は6年8月31日と記録され、5年5月19日付けで4年6月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額^の記録が28万円から9万8,000円に、8年1月5日付けで5年12月から6年7月までの期間に係る標準報酬月額^の記録が9万8,000円から8万円にそれぞれ減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録を有する者の記録の中には、申立人と同様に遡った標準報酬月額の減額訂正及び資格喪失処理が行われている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録等から、平成7年4月30日以降も当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及訂正処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は、A社の商業登記簿により、役員ではなかったことが確認できる上、当該事業所の事業主は、「申立人はB（職種）だった。」と回答していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成4年6月から5年9月までの期間及び同年12月から6年7月までの期間の標準報酬月額^の遡及訂正処理については、有効なものとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年6月から5年9月までを28万円に、同年12月から6年7月までを9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち平成5年10月及び同年11月の標準報酬月額については、いずれも適切な時期に定時決定の処理がされ、社会保険事務所において、遡及訂正等の不合理な処理は見受けられない。

また、申立期間②については、平成6年10月及び7年10月の定時決定がさかのぼって取り消されていることや、健康保険証の回収日が8年1月5日となっていることなどから、6年8月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は7年12月1日であると認められる。

なお、平成6年8月31日から7年12月1日までの標準報酬月額については、6年10月及び7年10月の当初の定時決定の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間①及び②について、実際の報酬は50万円であったので、その報酬に見合う標準報酬月額への訂正を申し立てているが、申立人からその主張する給与からの厚生年金保険料の控除額を示す資料は提出されず、A社の元代表取締役は、「当時の資料が無いから、申立人の主

張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における給与からの控除額について確認できない。

このほか、申立人が主張するとおりの厚生年金保険料の控除が申立期間において行われていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和47年4月から53年8月までの期間、A社に継続して勤務していたが、同社C支社から同社本社へ異動したころの、48年10月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者台帳、雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年11月1日に同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年9月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和26年4月1日に、資格喪失日に係る記録を27年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26年4月は4,500円、同年5月及び同年6月は4,000円、同年7月から27年7月までは4,500円、同年8月から同年10月までは4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年11月1日まで

私は、昭和26年4月1日から27年10月末までA事業所に勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されており、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の定時制高等学校における同級生であり、同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとする元同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び元同僚が証言した申立期間当時の当該事業所の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記元同僚の標準報酬月額

の記録から、昭和 26 年 4 月は 4,500 円、同年 5 月及び同年 6 月は 4,000 円、同年 7 月から 27 年 7 月までは 4,500 円、同年 8 月から同年 10 月までは 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に廃業しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届及び算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 59 年に大学を卒業し家業を手伝っているときに、父が私の国民年金の加入手続を行い、家族全員分の国民年金保険料を納付していたと聞いている。弟の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した年に父が申立人の国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、申立人の所持する年金手帳は、厚生年金保険の加入時に払い出された年金手帳であり、同手帳には国民年金に加入したことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、国民年金保険料の納付の前提となる国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっていることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から53年3月まで

私が20歳になったとき、町内会から国民年金に加入するよう言われたので、昭和45年4月ごろに父が町内会の方に加入手続きをお願いした。

私は当時、実家の事業を手伝っていたので、父が国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、昭和53年4月14日に初めて国民年金の被保険者になったことが記載されており、オンライン記録において、同日国民年金に任意加入したことが確認できる。

また、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、任意加入以前の申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に全く関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっており、証言を得ることができない上、申立人は、国民年金の加入時において保険料の納付に必要な国民年金手帳の交付を受けたことが無いと申述しているなど、申立期間当時の納付状況等は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 10 月末に会社を退職し、翌月に市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。手続をした際、担当係員から 61 年 4 月の年金制度改正の説明を聞き、その場で 60 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を一括で納付したと記憶している。申立期間が未加入で、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和 60 年 11 月に市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により 61 年 5 月以降に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳には、同年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として資格取得したことが記載され、オンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2653

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から16年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から16年3月まで

私は、20歳になったとき両親から国民年金保険料の納付を開始したと聞いていたが、保険料納付記録の照会を依頼したところ、申立期間は学生納付特例承認期間と記録されていることが分かった。学生納付特例申請をしたのは次兄のみであり、次兄と同時期に保険料を納付していたので年金記録が混同してしまったのではないかと思うが、両親は私の学生納付特例申請手続を行った覚えが無く、保険料を納付していたのだから、申立期間が学生納付特例承認期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は申立人の母が納付しており、学生納付特例制度の申請手続は行っていないと主張するところ、オンライン記録では、申立人が20歳になった平成15年*月*日に、同年4月から16年3月までの期間の学生納付特例申請手続を行い、15年6月23日に処理されていることが確認できる。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると記録の過誤は考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料は申立人の母が納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年5月までの期間及び2年10月から3年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年5月まで
② 平成2年10月から3年5月まで

私は、親の指導もあり、転職する際には必ず国民年金への加入手続を行い、とても高い国民年金保険料をやりくりしながら納付してきた。平成15年11月に結婚する際に10年以上前の貯金通帳及び領収書はすべて処分したが、保険料を納付したことは確実に記憶しているので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金の記号番号の記載が無く、オンライン記録により申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は平成10年12月12日と確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料納付の前提となる手帳記号番号が申立人に払い出されていたことは確認できない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付状況についての記憶が不鮮明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から9年9月まで

私は、平成7年10月から9年9月までの国民年金保険料は、働くようになった同年10月から、申立期間の過年度分納付書と平成9年度の現年度分納付書で、毎月過年度及び現年度の2か月分を2年間にわたって納めたのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成9年10月から過年度保険料で納付を行ったと主張しているところ、オンライン記録では、11年10月から13年3月までの期間に9年10月から11年3月までの過年度保険料が現年度保険料と同月に納付されていたことが確認できる。

また、申立人が申立期間の保険料の納付を開始したとする平成9年10月は、同年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であり、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されたことを踏まえると記録の過誤は考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から56年2月まで

私は昭和54年1月に退職し、同年1月に結婚後、A区役所で国民年金の加入手続を行い、同年1月から国民年金保険料の納付を始めたのに、同年1月から56年2月までの期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 昭和56年3月4日 任意」と記載されており、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳の記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人から提出された、昭和56年の確定申告書に記載されている国民年金保険料5万6,470円は、納付済みと記録されている同年3月の保険料3,770円及び昭和56年度12か月分の前納保険料額5万2,700円の合計額と一致しており、申立期間の保険料の納付を示す資料にはなり得ない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2657

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年10月まで

私は、昭和44年10月ごろ会社を退職した後、A区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月区役所に行つて納付し、2年目からは毎月集金人に納付したのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険記号番号の記載はあるが、国民年金記号番号及び国民年金記録欄の記載は無く、オンライン記録は厚生年金保険の加入記録のみであることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人が記憶する納付方式及び納付金額は、当時の納付方式及び保険料額と相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2658

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から58年3月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から58年3月まで

私が大学を卒業した昭和58年3月ごろ、母がA市役所の職員に勧められ、国民年金の加入手続を行い、市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を2年分さかのぼって納付したはずである。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日が平成2年4月1日と記載されており、オンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、申立期間に係る納付方法及び納付金額についての記憶が不鮮明のため具体的な納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月から60年3月まで

私は、20歳になった昭和51年*月ごろに、親に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をすべて納付してきたはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和51年*月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は60年9月以降に払い出されていることから、申立人は同時期に加入手続を行ったものと推認でき、申立人の主張とは相違している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、保険料の納付場所、金額及び納付方法についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2660 (事案 1082 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 58 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 58 年 11 月まで

私は、新たな資料や情報は無いが、前回の申立てに対し、「申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。」との結論が出されたことに納得できないので再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち 56 年 9 月以前の期間(申立期間の大半)は時効により国民年金保険料が納付できないこと、ii) 別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立人の A 市役所での国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が明確でないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2661

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から48年9月まで

私は、20歳になったのを契機に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。当時は自営業を営んでおり、十分な収入はあったので、保険料を納付したはずであり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年1月ごろに払い出されていることから、同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立人の主張とは相違している。

また、オンライン記録において、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は、平成7年10月18日と記録されており、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が明確でない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2662

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から4年3月まで

私が20歳になった平成2年*月ごろ、母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、当時、私は学生で収入が無かったため、母が銀行の口座振替で国民年金保険料を納付してくれていた。また、廃棄してしまったが入社時に年金手帳を会社に提出したことを記憶しているので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成2年*月ごろ申立人の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人が所持する年金手帳には国民年金の記号番号の記載は無く、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に手帳記号番号が払い出された事情はうかがえないことから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、入社時に提出した年金手帳については、平成9年の基礎年金番号統合により不要となったため、会社から年金手帳が返還され、その後廃棄したと主張するところ、申立人が勤務するB社人事担当部門は、申立人の年金手帳は入社時に預かっていないと回答している。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、申立期間に係る加入手続、納付方法及び納付場所についての記憶が不鮮明であることから、加入状況及び納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から7年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から7年9月まで

私が20歳になった平成2年*月に、母がA区役所B出張所で国民年金の加入手続を行ってくれたが、国民年金保険料を納付せずにいたら督促状が届き、母が心配して未納分を銀行で一括納付し、その後は、母が私と姉と妹の保険料を定期的に納付してくれていたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成2年*月に申立人の母が国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、20年5月1日に国民年金被保険者の資格を取得した記載があり、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、申立期間に係る納付時期及び納付金額についての記憶が不鮮明であることから、保険料の納付状況等が不明である上、一緒に納付したとする申立人の姉は未納であり、申立人の妹は未加入である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2664

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 62 年*月ごろに、母が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、私は当時大学生であったので、卒業する平成 3 年 3 月までの約 4 年間、母が金融機関で国民年金保険料を納付してくれていたはずなのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金の記号番号の記載は無く、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は平成 11 年 3 月 18 日であることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料の納付はできない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

また、申立人の母が納付書に現金を添えて納付したとする B 郵便局及び C 銀行 D 支店は、納付書に現金を添えた納付が行われたかは、確認することができないため不明としている。

さらに、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2223

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 10 日から 37 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 5 月 10 日から A 社に勤務しており、63 年に退職するまで、継続して厚生年金保険に加入していた。勤続 10 年及び 20 年の表彰状を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出されたコンピュータ記録及び申立人が所持する勤続 10 年及び 20 年の表彰状により、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 37 年 6 月 7 日に A 社で被保険者資格を取得していることが確認でき、35 年 5 月 10 日に入社してから約 2 年間も雇用保険に加入していない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が入社した昭和 35 年 5 月に資格を取得した者はおらず、同年 6 月 1 日、同年 9 月 1 日、同年 11 月 1 日、同年 12 月 1 日の順にまとめて資格を取得していることが確認でき、申立人が資格を取得した 37 年 7 月 1 日においても 85 人がまとめて資格を取得しており、このうち複数が、自身の入社日と厚生年金保険の被保険者記録に相違があることを供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、一定期間に採用した者をまとめて加入させていたと考えられる。

さらに、オンライン記録において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有する元同僚 7 人のうち 3 人は申立人のことを記憶していたが、当時の勤務実態に係る具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所は、「申立期間当時の勤務条件、給与支払状況及び

厚生年金保険の加入状況について、関係資料が見つからず、確認できない。」と回答していることから、申立期間当時の雇用実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から44年11月1日まで

私は、A社の社長から紹介された者に薦められ、昭和37年2月にB区にあったC社に入社し、D（業務）をした。C社に7年間勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚6人に対し、申立人の勤務実態について照会したところ、3人が申立人を記憶しているものの、厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできない。

また、申立人と同じく自宅通勤をしていたとされる元同僚は、C社に係る厚生年金保険の被保険者記録において氏名が確認できない。

さらに、事業主は既に死亡しており、当該事業所の元役員は、「人事記録、賃金台帳等の関係資料は処分して無い。」と供述していることから、申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

加えて、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは申立期間中の昭和40年12月1日であり、当該事業所が適用事業所になった日に被保険者資格を取得した27人の中に申立人の氏名は無い上、その後の申立期間においても申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで
私は、A社の求人の募集条件に厚生年金保険に加入させるとあったので入社し、同社の担当者からパートタイマーであっても厚生年金保険に加入できると言われたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚の氏名、当時の仕事内容、仕事に怪我をしたことなどを詳細に記憶しており、元同僚も申立人のことを記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚4名のうち1名は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録を確認することができず、ほかの3名の当該事業所における被保険者資格取得日は、1名が昭和57年11月17日、2名が58年2月1日と申立期間よりかなり後になってからであり、当該3名は厚生年金保険に加入する前は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理記号番号に欠番は無い。

さらに、A社は、当時の関係資料は既に処分して無いと回答していることから、申立期間当時の勤務実態について確認することができない

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月 21 日から 48 年 3 月 23 日まで
② 昭和 48 年 4 月 21 日から同年 6 月 21 日まで
③ 昭和 49 年 2 月 20 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 7 月 21 日から 48 年 3 月 23 日まで A 社に勤め、続く 1 か月間は B 社に移ったが、再び A 社に戻って同年 4 月 21 日から 49 年 4 月 1 日まで同社に勤務した。A 社に勤めている間、厚生年金保険に加入し保険料を払っていたものと思っていたが、同社での厚生年金保険の加入期間は 48 年 6 月 21 日から 49 年 2 月 20 日までの間しか無く、勤務期間と合っていないのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録において、事業所名は不明なものの、A 社の所在地を管轄する公共職業安定所管内の事業所に昭和 47 年 8 月 3 日から 48 年 3 月 21 日まで勤務していたことが確認でき、当該期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A 社において申立人と同じ昭和 48 年 6 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元同僚に聴取したところ、そのうちの一人は、「会社は、従業員によって、厚生年金保険へ入れたり入れなかったりしていたことは確かだ。私は、48 年 2 月ごろ入社したが、厚生年金保険の加入は同年 6 月からとなっている。」と供述しており、別の一人も同様の供述をしている。

これらのことから判断すると、当該事業所は、厚生年金保険の加入について、人によって異なった取扱いをしており、必ずしも全員を加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社の事業所別被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和48年6月21日、資格喪失日が49年2月20日と記載されており、申立期間①、②及び③において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は、昭和53年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、申立期間①、②及び③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 1 日から同年 12 月 22 日まで
私は、申立期間である昭和 47 年 11 月 1 日から同年 12 月 22 日まで、A社B支店にアルバイトとして勤務していた。日当制で当時の給与がいくらだったのかははっきりしないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店の所在地、雇用形態、勤務内容等を具体的に供述していることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「アルバイト及びパートタイマーは、長期勤務の場合を除き、基本的に社会保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は、アルバイトで入社した後輩の氏名を挙げているが、当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録にその氏名は確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月から 37 年 3 月 19 日まで
② 昭和 37 年 12 月 29 日から 38 年 5 月まで

私は、昭和 36 年 3 月に高校を卒業後、すぐにA社に就職し、その後、同僚のB氏と同時に退職し、すぐに一緒にC社に入社した。A社に入社直後の1年間及び退職直前の6か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の工場が火災で焼失したことを記憶しており、複数の元同僚は、「火災があったのは昭和 36 年*月だった。」と証言していることから、勤務期間は明確ではないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、昭和 36 年 3 月にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、6人と連絡が取れたが、申立人のことを覚えている者はおらず、申立期間①における厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

また、申立人が自分と同時期にA社を退職し、その後一緒にC社に入社したとして氏名を挙げた同僚のB氏は、昭和 37 年 12 月 28 日にA社における被保険者資格を喪失し、38 年 6 月 1 日にC社において資格を取得しており、B氏は、「自分の年金記録に誤りは無い。」と供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の被保険者原票には、申立人の資格取得日が昭和 37 年 3 月 19 日、資格喪失日が同年 12 月 29 日と記載されており、申立期間①及び②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、A社の事業を継承したD社は、「A社時代に退職した者の人事記録等は残されていない。」と回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで

私は、高校卒業後すぐにA社に入社し、昭和 37 年 4 月 12 日から 39 年 1 月末日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が 37 年 8 月 1 日となっている。わずか約 4 か月で退職したという記憶は無く、A社を退職後、すぐにB社に入社したはずであり、未加入期間があることは納得できないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚は、申立人の当時の勤務状況を説明できる状況にはないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、元同僚の調査を行い、7名から回答があり、いずれも「申立人のことを覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、A社の後継会社であるC社は、当時の賃金台帳等、関係書類は保管していないと回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2230

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで A 社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 60 年 6 月 1 日であり、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、当時の事業主は既に亡くなっており、申立人は、元同僚について姓のみの記憶であり、個人を特定することができないことから、同僚等に申立人の当時の状況について調査を行うことができない。

さらに、現在の事業主は、当時の賃金台帳、源泉徴収簿等は既に廃棄していると回答していることから、申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 5 年 1 月 31 日まで

A社における平成 4 年 1 月 1 日から 5 年 1 月 31 日までの標準報酬月額が、理由も無く引き下げられている。社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の訂正届を提出した覚えは無いので、正しい記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 5 年 1 月 31 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、オンライン記録により、その翌月の同年 2 月 5 日付けで申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、申立期間について 53 万円から 9 万 8,000 円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納は無く、標準報酬月額の減額訂正には関与していない。」と主張しているが、代表者印については自ら保管していたと供述しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印が押された届出書でなければ受け付けない。」と回答していることを踏まえると、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

千葉厚生年金 事案 2232

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社から名称が変更になったB社に平成6年4月1日から勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は同年5月1日からとなっている。給与所得の源泉徴収票では同年4月1日入社となっており、同年4月分の社会保険料も控除されているので、厚生年金保険被保険者の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が平成6年4月1日からB社に勤務していたことは確認できる。

また、平成6年4月の申立人の当該事業所に係る給与明細書により、厚生年金保険料として1万7,400円が控除されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成6年5月1日であり、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚4名のうち、連絡の取れた1名は、「A社から平成6年3月ごろに説明があり、同社からB社に社名が変更になった。」と供述している。

さらに、ほかの複数の元同僚は、「社名が変わっただけで、仕事内容は同じで、違う会社に勤めた認識は無い。」、「会社から1か月だけ国民年金に加入してほしいと言われ、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。」と具体的に供述しており、そのうち1名は、「控除された厚生年金保険料の返金を受けた。」と供述している。

加えて、B社は既に解散し、当時の関係資料の所在が不明であることか

ら、申立人に対して一旦給与から控除された平成6年4月の厚生年金保険料が申立人に返金されたか否かを確認することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2233

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月1日から同年3月1日まで
② 昭和25年4月1日から同年5月1日まで
③ 昭和25年6月1日から27年1月1日まで

私は、A社のB工場で勤務した後、C社D工場（現在は、E社）に間をおかずに勤務し、昭和27年1月15日の成人式の前まで勤務していたはずなので、厚生年金保険被保険者の記録に欠落があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時の同僚の証言から、申立人がC社D工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和25年2月に厚生年金保険被保険者期間が欠落している者が申立人のほかに5名確認でき、当該事業所の事業主は、従業員について、一時期厚生年金保険被保険者の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、上記5名については連絡先が不明であり、申立人の申立期間に係る証言を得ることができない。

さらに、E社は、「申立期間当時の資料は無く、申立てどおりの届出をしたか、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である。」と回答しており、申立人の保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②については、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じく昭和25年4月1日に資格を喪失してい

る者 232 名のうち、申立人と同じく同年 5 月 1 日に再度資格を取得している者が申立人の他に 198 名確認できる。

また、上記 198 名のうち事務を担当していた元同僚は、「工場の従業員を一時出勤させなかったことがあり、自分も出勤しなかった。」と供述しており、別の 1 名の元同僚は、「知人が言うには、昭和 25 年か 26 年ごろに原料が不足して操業できなくなり一時出勤させられなかったそうだ。」と供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所は一時期、原料が不足して操業できなくなったことから従業員を一時出勤させず、厚生年金保険被保険者の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、E 社は、「申立期間当時の資料は無く、申立てどおりの届出をしたか、保険料を納付したか否かは不明である。」と回答しており、申立人の保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間③については、元同僚の 1 名は、申立人が勤務していたことを記憶しているものの、厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることはできない。

また、E 社は、「申立期間当時の資料は無く、申立てどおりの届出をしたか、保険料を納付したか否かは不明である。」と回答しており、申立人の保険料の控除について確認することができない。

- 4 このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 5 月 9 日まで
② 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、昭和 32 年 5 月に A 社に入社し、33 年 5 月 9 日付けで B 事業所に採用されるまで継続して勤務していた。

申立期間②については、平成 9 年 3 月 31 日に定年退職し、上司の紹介により同年 4 月 1 日付けで C 社に就職した。どちらの期間も健康保険に加入しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された B 事業所の勤務記録カードの写しにより、申立人が昭和 32 年 5 月に A 社に入社し、D（職種）に従事し、33 年 5 月に退職していることが確認でき、申立人が申立期間①に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は死亡していることから、関係資料の所在は不明であり、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立人が記憶している元同僚が死亡していることから、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、所在が確認できた 3 人から回答を得ることができたが、申立人のことを記憶しているものの、勤務期間について具体的な証言を得ることはできない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、C社の当時の担当部長は、「申立人の前任者がほかの事業所に勤務することとなり、その後任として、平成9年4月1日から申立人に勤務してもらうことになった。」と供述していることから、申立期間②において申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B事業所人事担当部門は、「申立人は、平成9年4月1日にE共済組合にて組合員資格を任意継続し、10年4月1日に組合員資格を喪失している。」と供述しているところ、申立期間②当時に上記担当部長をしていた同僚は、「申立人が健康保険の任意継続被保険者であったため、申立人に係る社会保険の保険料を納付していなかった可能性がある。」と供述している。

また、C社は既に実質的に解散しており、当時の担当部長は、「貸金台帳等の資料の所在は不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2235

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 28 日から 45 年 12 月 17 日まで
② 昭和 45 年 12 月 17 日から 46 年 1 月 29 日まで

私は、A社及びB社で働いた期間の脱退手当金を受給していることになっているが、私は脱退手当金の制度を知らない上、書類を書いて手続した覚えもない。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給されるまでのすべての事業所の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されており、支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和46年3月24日に支給決定されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「脱」の表示が記載されているなど、脱退手当金の支給決定に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給手続をした記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 20 日から 37 年 7 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社B店でC（職種）として勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA社に勤務していた。」と主張しているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できた申立期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の元同僚は、申立人について記憶している者はいないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、当時、申立人は、「D（地名）から通勤していた。」と供述しているところ、当該事業所人事担当部門は、「遅番もあるので、県内近郊の自宅通勤者以外はE（地名）の寮に入っていた。」と供述しており、上記複数の元同僚も、「D（地名）から通勤していた者はいなかった。」と証言している。

さらに、当該事業所人事担当部門は、「当社が保有する社会保険被保険者資格取得確認では、申立人の氏名は確認できず、また健康保険の整理番号に欠番は無く、資料が欠けていることは考えられない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 7 月から 55 年 1 月まで

私は、申立期間①の期間はA事業所（現在は、B事業所）に、申立期間②の期間はC事業所に、申立期間③の期間はA事業所においてD（職種）として勤務し、それぞれ、厚生年金保険に加入していたはずであり、当該記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

E事業所（A及びC事業所を統括する事業所）は、申立人をD（職種）として臨時的任用の上、各申立期間に係る昭和 52 年 4 月 4 日から同年 9 月 13 日までA事業所、同年 10 月 11 日から 53 年 3 月 31 日までC事業所、同年 7 月 1 日から 54 年 3 月 29 日まで、同年 4 月 1 日から 55 年 1 月 23 日までA事業所に配置した旨証明しており、申立期間①から③に係る申立人の勤務実態が確認できる。

しかしながら、申立人は、「正規職員として在職していたA事業所を昭和 45 年 3 月に退職した後は、夫の健康保険の被扶養者となった。」と供述しているところ、申立人の夫に係るF社における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が申立期間を含む同年 5 月 28 日から 55 年 5 月 17 日まで健康保険の被扶養者と認定されたことが確認できる。

また、本件両事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い上、オンライン記録によると、申立人は、昭和 46 年 5 月 31 日に国民年金に任意加入した後、55 年 3 月までの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、E事業所は、「D（職種）については、当事業所において任用し、厚生年金保険の加入手続は各所属事業所が行っている。」と供述しているところ、A事業所及びC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①から③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、当該事業所は、「申立人が厚生年金保険に加入していたか否かについては、文書保存期間が経過しているため、所属事業所でも確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2238

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 38 年 5 月 3 日まで

私は、昭和 35 年 5 月に 15 歳で A 社に入社し、18 歳まで勤務し、38 年 5 月に結婚のため退職した。当時は脱退手当金について何の知識も無く、脱退手当金をもらえるということすら知らなかった。退職時に会社から金銭をもらったことは記憶に無い。60 歳になったときに B 社会保険事務所（当時）に行き、初めて脱退手当金が支給されていることを知った。10 代のころ働いた 3 年間について、脱退手当金はもらっていないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 21 日から 37 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間のうち、昭和 36 年 9 月 21 日から同年 10 月 19 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたことになっているが、同社に勤務したことはなく、申立期間はすべて C 社で厚生年金保険に加入していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社から提出された入退社名簿によれば、申立人は昭和 37 年 3 月 6 日に入社し、平成元年 6 月 30 日に退職していることが確認できる。

しかし、入退社名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 16 名のうち、10 名が取得日以前に入社していることが確認できるところ、所在の確認ができた 4 名に当時の状況を照会した結果、3 名から回答が得られ、そのうち 2 名は「正式入社は昭和 37 年 4 月 1 日であったが、入社する前に体験入社みたいなアルバイト期間があった。」と供述しており、上記入退社名簿の入社日については、アルバイト等の雇用形態で勤務していた者も勤務開始日が入社日と記録されていることがうかがえる。

これらのことから判断すると、C 社は、それまでにアルバイト等の雇用形態で勤務していた者を、昭和 37 年 4 月 1 日の正式入社の際にまとめて厚生年金保険に加入させた可能性がうかがえる。

一方、申立人は、「A 社に就職したことはない。」と供述しているが、当該事業所が保管する健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人は当該事業所で昭和 36 年 9 月 21 日に資格取得、同年 10 月 19 日に資格

喪失となっており、オンライン記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月9日から同年10月1日まで

私は、平成8年9月9日から同年10月1日まで、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成8年9月の賃金台帳、給与明細書及びタイムカードから、申立人の当該事業所における勤務期間は同年9月9日から同年9月12日までの4日間であり、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、文書照会に対し「申立人は年金加入等の手続をする前に辞めてしまったので厚生年金保険には加入していない。」と回答している。

さらに、B厚生年金基金及びC健康保険組合も、申立期間において申立人の加入記録は存在しないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月15日まで

私は、昭和20年4月から終戦を迎える同年8月15日までA社（現在は、B社）に勤務していたので、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和20年4月1日から同年8月15日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社の担当者は、「申立期間にかかる人事記録に、申立人の氏名が記載されておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できないが、申立期間当時の正社員の人事記録は保存してあるので、申立人は正社員ではなかったと思われる。」と回答している。

また、申立期間において当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている者の所在が確認できないため、同僚等に対する調査が行えず、当該事業所における申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 16 日から 9 年 4 月 21 日まで
私は、平成 8 年 1 月 16 日から 9 年 4 月 21 日まで、A 社に正社員として勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであり、申立期間を厚生年金保険の加入期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、当該事業所の元事業主は、「従業員の採用面接時において、必ず、採用当初の 3 か月間は見習期間、その後の 3 か月間は試用期間があり、その後に正社員にするかどうか判断すると伝えていたので、正社員でない期間は厚生年金保険に加入させていない。しかし、事業所は既に倒産しており、当時の資料は残っておらず、申立期間について申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付を行ったかどうかについては不明である。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の確認できた 7 人の元同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、回答のあった 3 人の元同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、在籍期間は覚えていない。」とそれぞれ供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、雇用保険においても当該事業所における申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。